

平成 25 年度 第 2 回債権管理・回収等検証委員会 議事要旨 (案)

1. 日 時 平成 25 年 1 月 27 日 (金) 15 : 00~17 : 10
2. 場 所 日本学生支援機構 市ヶ谷事務所 4 階 役員会議室
3. 議 事
 - (1) 奨学金事業関連報告
 - (2) プライスウォーターハウスクーパース株式会社による回収状況分析
及び検証等結果報告
 - (3) 自由討議
 - (4) 次回日程について
4. 出席者
 - (◎委員) 50 音順
岩田委員 (委員長)、木下委員、佐原委員、鈴木勉委員、鈴木洋州委員、宗野委員、渡辺委員
(□文部科学省)
渡辺学生・留学生課長
 - (○機構)
月岡理事、石矢奨学事業本部長、鮫島債権管理部長、藤森奨学金事業部次長
(△分析業務受託業者)
プライスウォーターハウスクーパース株式会社 (以下 PWC)
5. 議事概要
 - (1) 奨学金事業関連報告について
(機構から資料 1、机上資料 1 及び 3、参考資料に基づき説明)

◎ : 平成 26 年度に、経済困難を事由とする返還期限猶予及び減額返還制度の適用年収額を、世帯の構成人員に応じた基準に緩和するということだが、これは世帯年収で判断するのか。また、世帯主以外にも収入を得ている場合もあり、世帯の構成人員で判断すると不公平が生じるのではないかと。

○ : 収入は返還者本人の収入で判断する。また、世帯については単に構成人員で判断するのではなく返還者本人が扶養している人員で判断することになる。

◎ : 「返還シミュレーションの利用等が奨学生の返還意識等に与える影響調査結果」について、今回の返還シミュレーションはスカラネットパーソナルを使って試算したのか。

○ : スカラネットパーソナルではなく、機構のホームページ内にある「奨学金貸与・返還シミュレーション」というツールで学生に試算してもらった。

◎ : ホームページにシミュレーション機能があると説明しても、活用する学生は少ないのではないかと。それよりも奨学金継続願をスカラネットパーソナルから申請してもらい、その中で返還シミュレーショ

ンをしなければ、貸与が継続されないようなシステムを構築する方が効果は高いと考える。

- ◎：今後は様々なデータが取得出来るよう調査対象を拡大することを検討しているのか。
- ：今回はデータの取得が目的ではなく、貸与中の指導内容の充実を図ることを目的としている。機構から学校に学生への返還意識の涵養を依頼しても、具体的に何をすれば返還意識の涵養に繋がるのかわからない学校もあるではないかと考えている。その様な学校に対し、学生への指導方法の一つとして提案したい。
- ◎：今回の調査結果で、49%が「返還を意識するようになった」と自由記述で回答している。これだけでも効果がある指導方法の一つだと言えるのではないか。
- ◎：償却基準について、正常先から破綻先までの区分があるが、この概念のみか。細則があるのではないか。
- ：債務者の区分としては奨学規定に記載されている区分のみである。償却の基準については、債権の償却に関する細則で基準を定めている。
- ◎：平成 24 年度の返還金の充当額について、元金のみでなく、利息・延滞金に充当されている金額も少なくない。機構の回収率は元金ベースで回収したものを公表しているが元金に充当されていない部分でもきちんと返還してもらっているのだから、利息・延滞金を含めた回収額をどこかで出してもいいのではないか。
- ：延滞金は運営費交付金に充当されているので、このデータを出すには奨学金事業全体について国費を使って運営していることを説明すべき。また、平成 26 年度は延滞金賦課率を引下げるので延滞金収入が減った分は国費で賄うことになる。
- ◎：最近の裁判の中で機構が延滞金で利益を得ているというような機構の延滞金について誤解した主張がされることがある。延滞金を何に使っているのか、また延滞金を徴収しなくなった場合は国費で運営費を賄うことになることを対外的に説明し、機構が奨学金の回収で利益を得ているという誤解を与えないように対応すべき。
- ：機構としても誤解がないように対応していく。

(2) 回収状況分析及び検証等結果報告について

(PWCより机上資料2に基づき説明)

- ：延滞率の分析について、「直近3年は保証種別、貸与種別、学種によらず改善している」と分析しているが、第二種人的保証短期大学は平成 23 年 10 月と平成 24 年 10 月の延滞率を比較すると改善していないので全てが改善しているとは言えないのではないか。
- ◎：人的保証の方が機関保証より回収状況が良いということだが、人的保証と機関保証の割合はどの程度か。
- ：平成 25 年度の選択状況は機関保証が 48%、人的保証が 52%程となっている。ただし、これは採用時の情報であり、採用後に人的保証から機関保証に保証変更するものを加味すると恐らく半分ずつ位になる。
- ◎：代位弁済まで一度も返還がない債権の比率が高いようだが、機関保証の督促のスキームはどうなっているのか。

- ：延滞9月目までは人的保証と同じスキームである。延滞10月目で人的保証は支払督促申立予告書を発送するが、機関保証は催告書（期限の利益剥奪予告）を発送する。それでも反応がないものに代位弁済手続をとることになる。一度も返還がない者は代位弁済になる可能性が高いため、今後は一度でも返還してもらう割合を高めることが課題だと認識している。
- ：「個人信用情報機関への登録件数は、機関保証が人的保証の1.8倍」との分析がされているが、そもそも人的保証対象者・機関保証対象者の母数が異なるため、単純に登録件数だけで比較しても意味がない。人的保証と機関保証のそれぞれについて、一種・二種別に個信登録の出現率を出して比較する必要があるのではないか。
- ◎：人的保証の方が機関保証より回収状況が良いが、入金経路について誰が入金したか分析できるのか。
- ：口座振替による返還者については誰の口座からということであれば判断できる。払込取扱票による返還者については実際に誰が入金したかは判断できない。
- ◎：人的保証は連帯保証人や保証人に督促を行うため、連帯保証人等から本人に返還を促す効果がある。また、連帯保証人等が返還しているケースもある。人的保証と機関保証を正確に比較するためには人的保証から本人以外の入金を差し引いて分析しなければ、人的保証の方が機関保証より回収状況が良いとは言えないのではないか。
- ：機構が実施している「奨学金の延滞者に関する属性調査」において、「主な返還者」は誰なのか回答してもらっているので、属性調査に回答している一部の返還者であれば分析可能である。
- ：どういった者が機関保証制度を選択しているか分析しているものはあるのか。
- △：別途分析しているところである。
- ◎：返還期限猶予制度を利用したものと減額返還制度を利用した者のその後の状況について、減額返還制度を利用した者の延滞率が低いという結果だが、減額返還制度はどの程度減額可能なのか。
- ：減額返還制度は当初割賦金を2分の1に減額して、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度である。
- ◎：例えば20代のまだ収入が少ない層について、もっと柔軟に低い金額を設定することはできないのか。
- ：現時点では対応できない状況である。
- ：マイナンバー制度の導入により、機構が所得をオンラインで補足できるようになれば、所得に連動する柔軟な返還が可能になると考えている。
- ◎：返還を猶予するよりも、減額返還で少しずつでも返還を継続して返還する習慣をつけてもらうべきではないだろうか。
- ：平成26年3月以降の貸与終了者及び在学猶予終了者については、初回返還時における減額返還の申請について証明書は不要とし、願出用紙のみで減額返還ができるようにする。返還が習慣化した上で経済状況が安定すれば、減額返還期間が終了しても返還を継続するようになると考えている。

(以上)